

沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱

改正案	現行
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 有料老人ホーム 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する施設をいう。</p> <p>(届出等) 第5条 設置予定者は、<u>建築確認後速やかに、有料老人ホームの設置を行う前に、法第29条第1項及び沖縄県老人福祉法施行細則(以下「県施行細則」という。)第21条の規定に定める届出を行わなければならない。</u></p> <p>2 設置予定者は、前項の届出に際して、以下の書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 有料老人ホーム情報開示一覧(様式第1号。以下「情報開示一覧」という。)</p> <p>(削除) <u>(2) その他</u> (削除)</p> <p>3 <u>設置予定者は、入居者の募集前に入居者募集広告・パンフレットについて、知事に報告するものとする。</u></p> <p>4 <u>入居者の募集は、第1項の届出後に開始するものとする。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 有料老人ホーム 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する施設をいう。</p> <p>(届出等) 第5条 設置予定者は、<u>事業開始2ヶ月前(事業開始2ヶ月前より前に入居者募集を行う場合は、募集前)に、速やかに法第29条第1項及び沖縄県老人福祉法施行細則(以下「県施行細則」という。)第21条に定める届出を行わなければならない。</u></p> <p>2 設置予定者は、前項の届出に際して、以下の書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 有料老人ホーム情報開示一覧(様式第1号。以下「情報開示一覧」という。)</p> <p><u>(2) 入居者募集及び広告・パンフレットの状況</u></p> <p>(3) その他</p> <p>3 <u>設置予定者は、第1項の届出をした後、事業開始報告までに、次に定める事項について知事に報告するものとする。</u></p> <p><u>(1) 入居見込者確保の状況</u></p> <p><u>(2) 入居者募集及び広告の状況</u></p> <p><u>(3) 資金調達及び融資の状況</u></p> <p><u>(4) その他</u></p> <p>(新設)</p>

(事業開始報告)

第6条 設置者は、有料老人ホームの設置及び運営を開始したときは、直ちに、有料老人ホーム事業開始報告（様式第2号）、重要事項説明書（添付書類を含む。以下同じ。）及び情報開示一覧を知事に提出するものとする。

(変更届)

第7条 設置者は、第5条第1項の届出の内容に変更が生じたときは、法第29条第2項及び県施行細則第21条第2項の規定に定めるところにより、変更の日から一月以内に変更届を知事に提出しなければならない。

(廃止（休止）届)

第8条 設置者は、第5条第1項の届出をした有料老人ホームを廃止（休止）しようとするときは、法第29条第3項及び県施行細則第21条第2項の規定に定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに有料老人ホーム廃止（休止）届を知事に提出しなければならない。

(情報の報告等)

第9条 設置者は、法第29条第9項の規定に基づき、毎年7月1日現在における有料老人ホーム情報を重要事項説明書（添付書類を含む。）により知事に報告しなければならない。

2 設置者は、毎年7月1日現在の次の書類を作成し、知事に報告するものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(事業開始報告)

第6条 設置者は、有料老人ホームの設置及び運営を開始したときは、直ちに、有料老人ホーム事業開始報告（様式第2号）及び重要事項説明書、情報開示一覧を知事に提出するものとする。

(変更届)

第7条 設置者は、第5条第1項の届出の内容に変更が生じたときは、法第29条第2項及び県施行細則第21条第2項に定めるところにより、変更の日から一月以内に変更届を知事に提出しなければならない。

(廃止（休止）届)

第8条 設置者は、第5条第1項の届出をした有料老人ホームを廃止（休止）しようとするときは、法第29条第3項及び県施行細則第21条第2項に定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに有料老人ホーム廃止（休止）届を知事に提出しなければならない。

(定期報告)

第9条

(新設)

設置者は、毎年7月1日現在の次の書類を作成し、同月末日までに知事に報告するものとする。

(1) 重要事項説明書及び介護サービス等一覧表

(2) 入居契約書

(3) 管理規定

(4) 入居案内パンフレット

(5) 商業登記簿謄本

(6) 役員名簿及び職員配置がわかる書類

- (1) 情報開示一覧
 - (2) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
 - (3) 他業を営んでいる場合、関連会社（親会社・子会社）がある場合には、それらに係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
 - (4) その他知事が指定する書類
- 3 前2項の報告期限は、知事が別に定める。
- 4 知事は、第1項及び第2項の規定により報告された重要事項説明書及び情報開示一覧をホームページにおいて公表する。
- 5 知事は、前項に規定する重要事項説明書及び情報開示一覧の公表について市町村へ周知するとともに、有料老人ホーム利用者に対する情報提供について市町村の協力を求めるものとする。

(事故報告)

第10条 設置者は、有料老人ホーム内で重大な事故が発生した場合には、沖縄県有料老人ホーム事故報告要領に基づき、知事に報告するものとする。

(情報開示)

第11条 設置者は、次の書類について、入居者及び入居希望者に対して、書面により交付しなければならない。

- (1) 重要事項説明書
- (2) 入居契約書
- (3) 管理規程
- (4) 入居案内パンフレット
- (5) 情報開示一覧

2 前払金を受領する有料老人ホームにあつては、次の書類について、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供するよう努めるとともに、入居者及び入居希望者の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮するものとする。

- (7) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
 - (8) 他業を営んでいる場合、関連会社（親会社・子会社）がある場合には、それらに係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
 - (9) 情報開示一覧（様式第1号）
 - (10) その他知事が指定する書類
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(事故報告)

第10条 設置者は、有料老人ホーム内で重大な事故が発生した場合には、直ちに知事に報告するものとする。

(情報開示)

第11条 設置者は、第9条(1)から(4)及び(9)の書類について、入居者及び入居希望者に対して、書面により交付しなければならない。

2 入居一時金をとる有料老人ホームにあつては、第9条(5)から(8)の書類について、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供するよう努めるとともに、入居者及び入居希望者の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮するものとする。

- (1) 商業登記簿謄本
- (2) 役員名簿及び職員配置がわかる書類
- (3) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (4) 他業を営んでいる場合、関連会社（親会社・子会社）がある場合には、それらに係る直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表について、

(削除)

第9条第5項へ移動、一部修正

(事業収支計画の見直し)

第12条 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行い、その結果、財務諸表との乖離がある場合には、その原因及び対処方針等について知事に報告するものとする。

(削除)

3 知事は、有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について（平成9年12月19日付け厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知別添。）に規定する情報開示一覧を作成後、関係機関等に配布し、公開する。

4 知事は、前項に規定する情報開示一覧を市町村に配布し、有料老人ホーム利用者に対する情報提供について市町村の協力を求めるものとする。

(事業収支計画の見直し)

第12条 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画の見直しを行い、その結果を知事に報告するものとする。

(既設事業所の取扱い)

第15条 この要綱の施行時に、既に法第29条第1項の規定に該当する事業を行っている事業者は、速やかに第5条による設置届けを行わなければならない。

様式第1号 (第5条関係)		有料老人ホーム情報開示一覧表		(年 月 日現在)	
施設名					
サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無				登録番号	
基本事項	類型 ※1				
	居住の権利形態				
	入居時要件				
所在地 (〒 -)					
事業主体名 (設立年月日 年 月 日)					
有料老人ホームの開設年月日等					
有料老人ホームの開設年月日		年 月 日			
(老人福祉法による届出年月日)		年 月 日			
(高齢者住宅法による登録年月日)		年 月 日			
定員等	現在の入居者数/入居定員				
	住宅戸数※2				
居室数	居室合計/個室数/福祉(夫婦)利用	合計 (室)	個室 (室)	福祉利用部屋あり・福祉利用部屋なし	
	相部屋	人部屋 (室)			
サービスの提供内容	入浴、排せつ又は食事の介護				
	食事の提供				
	洗濯、掃除等の家事の供与				
	健康管理の供与				
月額利用料		総額	円		
内訳	家賃相当額				円
	食費				円
	管理費				円
	光熱水費				円
	その他				円
敷金					円 (家賃相当額の か月分)
体験入居の有無					
前払金	家賃相当額の前払金				円
	介護費用の前払金				円
返還金の保全措置					
要介護状態になった場合					
介護を行う場所					
追加費用の有無 ※3					
情報開示	重要事項説明書の公開 ※4				
	契約書の公開 ※4				
	管理規程の公開 ※4				
	財務諸表の閲覧				
(社)全国有料老人ホーム協会への加入					
電話番号					
FAX番号					
メールアドレス					
※1 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームは、記入不要。					
※2 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームのみ記入。					
※3 月額利用料等以外の介護サービスにかかる別途の追加費用負担の有無を記入。					
※4 老人福祉法第29条第5項、同法施行規則第20条の7に基づき、入居希望者及び入居者には書面により交付しなければならない。					

様式第1号 (第5条関係)		有料老人ホーム情報開示一覧表		(平成 年 月 日現在)	
有料老人ホーム名称					
類型(該当するものに○)		介護付・住宅型・健康型			
居住の権利形態					
入居時要件					
介護保険 ※1					
介護居室区分					
介護に係わる職員体制※1					
所在地					
事業主体名					
事業開始 年月日 年 月 日					
入居者数/入居定員					
居室数 室(一般居室: 室、介護居室: 室)					
(個室: 室、人部屋: 室)					
一時金	入居一時金				円
	介護費用の一時金				円
	返還金の保全措置				
入居者基金への加入					
月額利用料 円					
家賃相当額					円
食費					円
管理費・介護費用等					円(使途:)
保証金・敷金等					
要介護状態になった場合					
介護を行う場所					
追加費用の有無 ※2					
体験入居の有無					
情報開示	重要事項説明書の公開 ※3				
	契約書の公開 ※3				
	管理規定の公開 ※3				
	財務諸表の閲覧				
連絡先(電話番号等)					
※1 ホームで提供する介護等のサービスを委託している場合はその事業者の名称					
※2 介護費用の一時金及び月額利用料以外の介護サービスにかかる別途の追加費用負担の有無					
※3 老人福祉法第29条第4項、同法施行規則第20条の7に基づき、入居希望者及び入居者には書面により交付しなければならない。					

削除

(施設名:) (平成 年 月 日現在)

沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針に対する適合状況	・建物設置年月日 年 月 日														
	・平成16年3月1日施行の設置運営指導指針に基づく設置施設 <input type="checkbox"/> ・平成16年3月1日施行の設置運営指導指針施行前の設置施設 <input type="checkbox"/> ・平成18年4月1日施行の老人福祉法改正により届出対象となった施設 <input type="checkbox"/> <small>※上記いずれかの場合に○印をつけること。</small>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個室の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廊下幅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室の面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要な設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖縄県ふくしのまちづくり条例に定める整備基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	適合状況	個室の整備		廊下幅		居室の面積		必要な設備		沖縄県ふくしのまちづくり条例に定める整備基準		その他	
項目	適合状況														
個室の整備															
廊下幅															
居室の面積															
必要な設備															
沖縄県ふくしのまちづくり条例に定める整備基準															
その他															
上記不適合に対する対応について	(注) 設置運営指導指針施行前(老人福祉法改正前)の設置施設であり、居室が個室でないものがある。差別的な施設改善計画のなかで対応していく予定である。														
備 考															

様式第2号（第6条関係）

有料老人ホーム事業開始報告

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
名 称
代表者氏名
印

下記のとおり有料老人ホームの事業を開始したので、沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置場所
- 4 事業を開始した時期
- 5 重要事項説明書（添付書類を含む）
- 6 情報開示一覧（様式第1号）

様式第2号（第6条関係）

有料老人ホーム事業開始報告

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
名 称
代表者氏名
印

下記のとおり有料老人ホームの事業を開始したので、沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの類型
- 3 有料老人ホームの設置場所
- 4 事業を開始した時期
- 5 重要事項説明書
- 6 介護サービス等一覧表
- 7 情報開示一覧（様式第1号）